

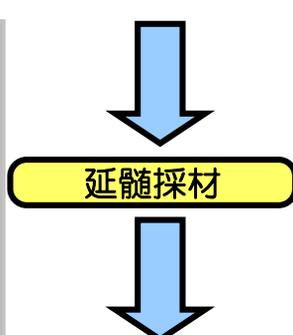
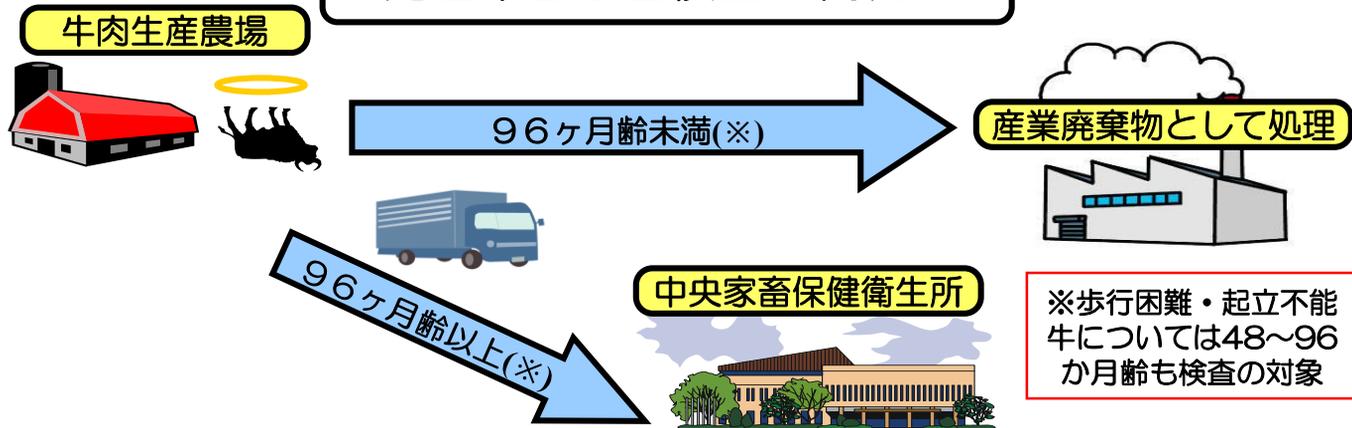
死亡牛BSE検査 (牛海綿状脳症対策特別措置法第6条)

○検査の目的

BSE特措法に基づき、三重県では平成15年4月より県内で死亡した牛のBSE検査を実施しており、これまでのところ陽性牛は確認されていません。

死亡牛検査は食肉の安全性確保を目的としたと畜場のBSE検査と異なり、国内のBSEの感染実態の把握と感染源・経路の早期発見を目的としています。なお、農場等で死亡した牛は下記に示すように月齢に関わらず全て食用、飼料用として流通することはなく適正に処理されています。

死亡牛BSE検査の流れ



スクリーニング検査
検査場所：中央家畜保健衛生所
検査方法：エライザ法

陰性

陽性



確定検査
実施施設：(独)動物衛生研究所
検査方法：ウエスタンブロット法
免疫組織化学的検査法

陰性

陽性



産業廃棄物として処理

焼却処分